

知夫小中学校の中学部二、三年生の皆さんを対象に 法教育を目的とした 裁判官による出張授業を実施しました。

開催日：10月12日（木）

場 所：知夫村立知夫小中学校（隠岐諸島 知夫里島）

内 容：裁判員制度についての説明

模擬裁判員裁判（模擬裁判・模擬評議）

裁判官への質問タイム など



【模擬裁判】

松江市内で発生した架空の事後強盗致傷の事案を題材にして、裁判員裁判の模擬を実施しました。

生徒の皆さんは、準備したシナリオに従ってそれぞれ裁判官、裁判員、検察官及び弁護人の役を実演し、先生は、被告人役となり無罪を主張しました。

証人尋問や被告人質問など、皆さん役になりきって演じていただき、刑事裁判の流れを体験していただきました。



【模擬評議】

模擬裁判の後は、裁判をもとに被告人が有罪なのか無罪なのかについて話し合う「評議」を行いました。

評議は司会役と書記役の生徒さんに進行してもらい、裁判官が適宜サポートする形で行いました。様々な視点から活発に意見が出されましたが、議論が進む中で生徒さんたちは一定の結論を導き出しました。自分と異なる意見に耳を傾けることの大切さや結論を導き出す大変さを感じていただけたようでした。



【裁判官への質問タイムなど】

質問タイムでは、「どんな仕事をしていますか」、「どのような裁判が多いですか」、「裁判官になったメリットとデメリットを教えてください」など多くの質問をいただきました。

質問タイムの後は、裁判官の法服を着て、写真撮影を行いました。

～～裁判所から～～

皆さんとても熱心に取り組んでいただき、出張授業を楽しみにしていただいていたこともわかって大変うれしく思いました。

写真撮影等の時間にも、次々と裁判官に追加の質問に来ていただき、裁判所や職業としての裁判官等に関心を持ってもらえたことは大きな喜びとなりました。

令和4年4月1日から、裁判員となる者の年齢が18歳以上に引き下げられ、18歳、19歳の方も裁判員に選ばれることになりました。この出張授業をきっかけとして、裁判員制度を身近に感じていただければ幸いです。